

9月1～10日は「屋外広告物適正化旬間」

国土交通省は、屋外広告についてのルールを守ってもらうために9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」と定めており、全国でさまざまな啓発活動が行われます。

期間中、本市でもリーフレットの配布や違反広告パトロールなどの啓発活動を実施します。

▶屋外広告物にはルールがあります

屋外広告物は、生活に必要な情報を提供し、まちに活気をもたらしてくれます。しかし、屋外広告物が無秩序に設置され、適切に管理されないと、良好な景観を損なうだけでなく、落下や倒壊などの事故につながるおそれがあります。

こうした事態を防ぐため、屋外広告物の表示などについては「岐阜県屋外広告物条例」などに基きルールが定められています。

詳しくは、都市計画課（☎47-8694）へ。



市HP

空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者は日頃から適正管理を心がけ、次の3つのポイントを意識して管理を行いましょう。

詳しくは、住宅課（☎47-8184）へ。

▶ポイント① 空き家の適切な管理を！

空き家は、個人の財産であり、空き家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、当事者間での解決が基本で、所有者（相続人を含む）や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められています。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

▶ポイント② ご近所へ連絡を！

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

▶ポイント③ 空き家の将来を考える！

現在、適切な管理をされている空き家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。管理不全な空き家になると、固定資産税の住宅用地特例が解除され、納税額が増える場合があるため、将来に備え、空き家の賃貸や売却、または解体するなど、早めの対応をご検討ください。

取得設備の固定資産税を最大5年間軽減

中小企業の設備投資の支援措置として、償却資産に係る固定資産税を軽減する特例措置を実施しています。

申請方法など詳しくは、市HPをご覧ください。製造業は産業振興室（☎47-8609）、製造業以外は商工観光課（☎47-8596）へ。

▶特例措置／対象設備に係る固定資産税を、下表のとおり、賃上げ率に応じて軽減する ※都市計画税は除く

区分	軽減期間	課税標準額
1.5%以上の賃上げ表明あり	3年間	1/2に軽減
3%以上の賃上げ表明あり	5年間	1/4に軽減

▶対象事業者／中小企業者（資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主など）で、先端設備等導入計画と投資計画を策定し、市の認定（労働生産性3%以上向上など市計画に合致）を受けた者 ※大企業の子会社を除く

▶対象設備／令和9年3月31日までに取得する、生産、販売活動などの用に直接供される設備であって、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された右表の設備 ※中古資産は除く

設備等区分	最低取得価格
機械装置	160万円以上
測定工具・検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

9月は「消費者啓発強化月間」

市は、毎年9月を「消費者啓発強化月間」と定めて、悪質商法や振り込み詐欺などに対する注意喚起と、市民の皆さんが消費者トラブルに遭わないように啓発活動を展開します。

もし、「被害に遭った」「おかしいな…」と心配な時や、困った時は一人で悩まず、すぐにお電話ください。

契約内容は
チェックして！



《イラスト協力》
大垣女子短期大学

【電話相談窓口】

◎大垣市消費生活相談室（☎75-3371、e-mail: ogaki188@shohiseikatsu21202.jp）

▶とき／平日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

◎消費者ホットライン（☎188「いやや！」）

▶相談方法／消費者ホットライン「188」に電話していただくと、お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します

悪質商法対策の出前講座も受付中！

自治会や各種団体の会議などに職員が出向いて、悪質商法に関する講話などを行う、出前講座も随時受け付けています。

【申込】市民活動推進課（☎47-7651）へ ※要予約

9・10月は「行政相談月間」
無料行政相談を実施しています

市民の皆さんの生活上の悩みなどの相談に応じています。
お気軽にご相談ください。

▶とき／①毎週水曜日 ②毎月第2水曜日
いずれも午前9時～正午

▶ところ／①市役所2階 市民相談室
②上石津地域事務所

▶内容／行政相談員による行政全般についての無料相談（当日受付）

▶問合せ／まちづくり推進課（☎47-8548）へ



市HP

雇用・就労支援センター（ワークプラザおおがき）
ワンストップ生活・就労相談

市と岐阜労働局は、生活に関する相談や、就労相談などをワンストップで受けることができる「雇用・就労支援センター（ワークプラザおおがき）」を市役所6階に開設しています。お気軽にご利用ください。

詳しくは、ワークプラザおおがき（☎47-7571）へ。



相談している様子

▶とき／平日の午前8時30分～午後5時15分（年末年始を除く）

▶内容／職業紹介・仕事探し（ハローワークの求人情報検索機設置）、職業相談、簡易な生活相談など



市HP

審議会などの傍聴ができます

定例農業委員会

担当：農業委員会事務局（☎47-8614）

9/7(月) 14:00～ 市役所8階 大会議室

・農地の権利移動や転用について ほか

大垣祭の軌等修理委員会

担当：文化振興課（☎47-7202）

9/17(木) 14:00～16:00 市役所3階 会議室3-6

・令和7年度の修理実績について ほか